

電気・水道・ガスなどのメーターには、有効期間があることをご存知ですか？

ご家庭や事業所などで、電気・水道・ガスなどの供給事業者が使用料金精算のために使用しているメーター（親メーター）については、「計量法」により、次の事項に該当するものは使用してはならないことになっています。

- * 検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」と表記します。）が付されていないもの
- * 検定証印等の有効期間が経過したもの

また、貸しビル、アパート、寮などで建物等の所有者・管理者が使用者・入居者に対して、また、自動販売機を設置している場合には設置者に対して、使用量に応じて光熱水費を配分するために用いられているメーター（子メーター）も同様です

「親メーター」については供給事業者が管理することになりますが、「子メーター」は建物等の所有者・管理者の責任で管理する必要があります。

検定証印等について

検定証印等とは、日本電気計器検定所や計量検定所等が行う「検定」や指定製造事業者が行う「基準適合検査」に合格した場合に付されるもので、以下の印が付与されています。



(検定証印)



(基準適合証印)

有効期間について

これらのメーターには、計量法により、検定証印等の有効期間が定められており、検定証印等とともにその有効期間の満了年月がそれぞれのメーターに付されています。

それぞれのメーターごとの有効期間は、次のとおりです。

メーターの種類	有効期間	メーターの1例
電気メーター（一般用）	10年又は7年	
電気メーター（変成器付き）	7年又は5年	
水道メーター	8年	
温水メーター・積算熱量計	8年	
ガスメーター（都市・プロパン）	10年又は7年	